

令和3年5月20日
千曲市教育委員会

千曲市立小中学校における携帯電話の取扱い等についての方針

小中学校における携帯電話の取扱い等について、文部科学省では、令和2年7月31日付2文科初第670号文部科学省初等中等教育局長通知（「学校における携帯電話の取扱い等について」）において、「学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。」としており、同通知の中で、「教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、（中略）基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。」としている。

このことから、千曲市教育委員会では、文部科学省の方針を踏まえ、下記のとおり所管の学校に対して指導方針を設けるものとする。

記

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とする。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情がある場合は、一定の条件の下、学校長の判断により、例外的に持ち込みを認めるものとする。

※本方針における「携帯電話」とは、①フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」）、②スマートフォン、③子供向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）とし、適切なフィルタリングやパスワード設定されたものとする。

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校においては、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、学校における携帯電話の取扱いに関して基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持ち込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(1) 小学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなどして、学校長の許可の下、例外的に持込みを認める。このような場合には、学校が示したルールに従い、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。また、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされ、携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が家庭において適切に行われることを条件として含むこと。

(2) 中学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。ただし、上記(1)小学校の②に示したように、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に持込みを認めることとする。なお、学校として持込みを認める場合には、下記②に示すように一定の条件のもとで持込みを認めることとする。
- ② 学校として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認める。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭や地域と連携しつつ、配慮すること。
 - (ア) 生徒が自ら律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
 - (イ) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
 - (ウ) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
 - (エ) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われること

2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話や SNS が児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し

情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育は極めて重要である。そのため、学習指導要領に基づき、文部科学省や各種団体が作成している教材を利用するなど、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

各学校においては、「千曲市いじめ防止等のための基本的な方針」（千曲市：平成 29 年 10 月）、「いじめ防止対策推進法」（文部科学省：平成 25 年法律第 71 号）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 最終改定平成 29 年 3 月 14 日）等を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭においては必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要がある。

学校は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者をはじめとする関係者に対し、効果的な説明の機会をとらえて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。